

霧島市環境基本計画の基本的事項

1 環境基本計画策定の背景と目的

いま、私たちの生活は、経済発展や技術発展により快適で大変便利になりました。その一方で大気汚染や水質汚濁などの公害問題から、地球温暖化をはじめとする地球環境問題に至るまで、様々な環境問題が生じてきました。

このような環境問題を解決していくためには、市民・事業者・行政がそれぞれの地域社会の一員として互いに連携・協働し、自ら環境の保全と創造に取り組むとともに長期的な視点で対策を考えていかなければなりません。

本市では、「良好な環境」を「将来の世代に引き継いでいく」ため、市民・事業者・行政がどのように守り育てていくのか、その考え方と取組をまとめ、また、環境の保全及び形成に対して、目指すべき目標や施策の方向性などを示すため、平成18年9月に制定された「霧島市環境基本条例」第9条に基づき、平成20年3月に、平成20年度から平成29年度までの10年間を計画期間として、第一次霧島市総合計画に即した環境面でのまちづくりをめざし『霧島市環境基本計画』（以下、『一次計画』という）を策定しました。

また、計画策定から5年後に当たる平成24年度に、当時における本市を取り巻く環境や社会情勢の変化、科学技術の進展等を踏まえた計画内容の時点修正（中間見直し）を行いました。

これまで、この『一次計画』のもと、本市の目指すべき環境像の実現に向けて、環境に関する各種施策や、市民・市民団体・事業者等による様々な取組を実施してまいりました。現行の『一次計画』が、平成29年度で終了することを踏まえ、近年の本市を取り巻く情勢に応じた取組、そして著しく変化を見せる地球環境への対策をこれまで以上に総合的かつ計画的に進めるため『一次計画』を継承することを基本とし『第二次霧島市環境基本計画』（以下、『二次計画』という）を策定します。

【霧島市環境基本条例（抜粋）】

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び形成について、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び形成に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（環境基本計画）

第9条 市長は、環境の保全及び形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び形成に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び形成に関する総合的かつ長期的な目標
- (2) 環境の保全及び形成に関する施策の基本的な方向
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び形成に関する重要事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民の意見を反映することができるように、必要な措置を講じなければならない。

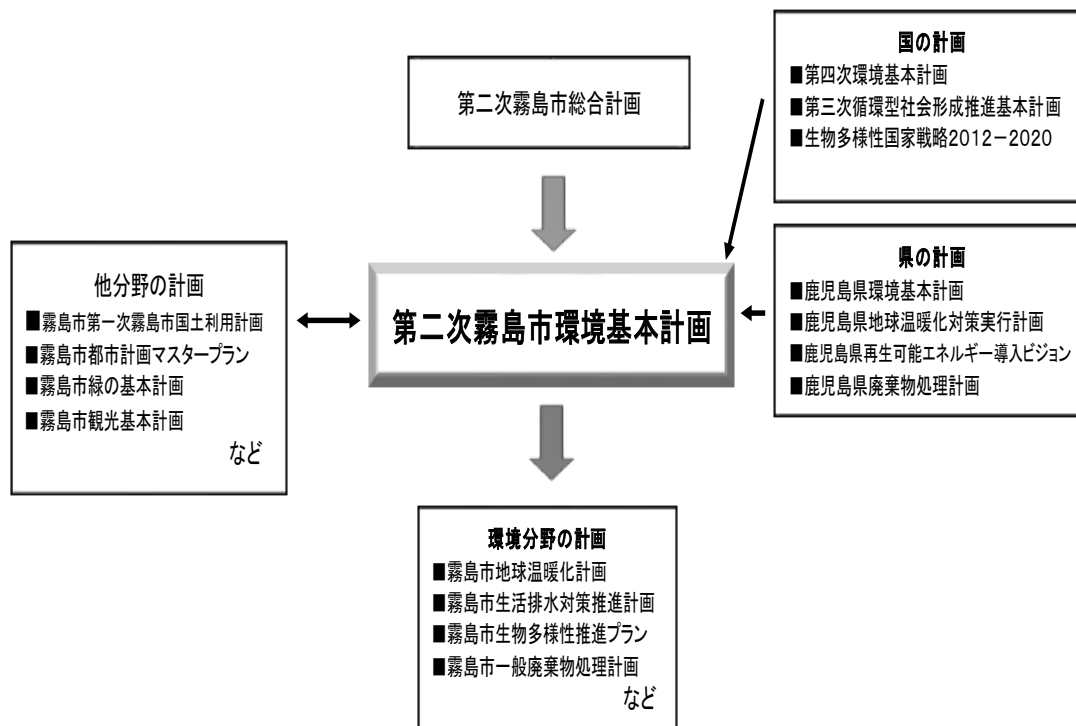
4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、環境対策審議会の意見を聴かななければならない。

5 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

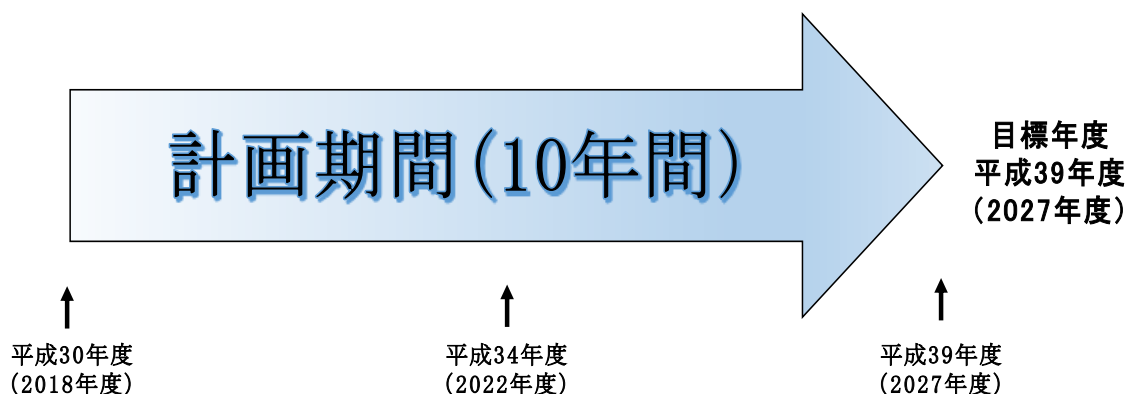
2 計画の位置づけ

本計画は、霧島市における環境の保全と創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画で、国・県の法律・条例及び関連計画並びに市の最上位計画である「霧島市総合計画」（※平成29年度中に「第二次霧島市総合計画」を策定）をはじめとして、市が策定している他の構想・計画・指針等と整合性を図る必要があります。



3 計画の期間

『二次計画』の期間は、『一次計画』と同様、「第二次霧島市総合計画」との整合を図り、平成30年度（2018年度）から平成39年度（2027年度）までの10年間とします。なお、時点修正のため5年後の平成34年度（2022年度）に見直しを行うとともに、大幅な社会情勢の変化等、必要に応じ随時見直しを行います。

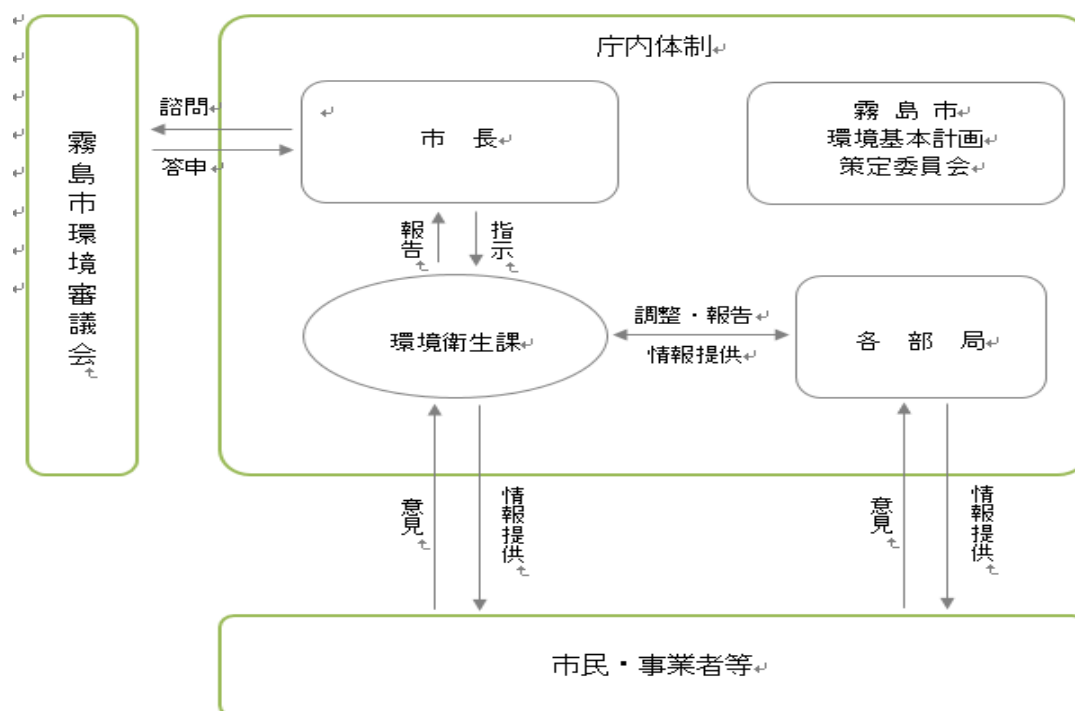


4 計画の対象範囲

『二次計画』の対象地域は霧島市全域とします。環境要素の対象範囲は、身近な生活環境の環境問題から地球温暖化などの地球規模の環境問題までを総合的に捉えていくものとします。環境の範囲の分類方法や優先順位、取り扱う対象、それぞれの位置づけ等について検討していきます。

5 計画の策定体制

『二次計画』の策定に向けた組織体制は、『一次計画』策定時と同様、下図のとおりであり、庁内各部局の代表者で構成される「霧島市環境基本計画策定委員会」において、『二次計画』の策定、また、策定後の進行状況や見直すべき事項等についての検討を行うこととしています。また、「霧島市環境対策審議会」は市長の諮問に応じ、計画の策定及び計画に関わるその他の環境に関する重要事項についての審議及び調査を実施します。



○霧島市環境対策審議会

市長の諮問に応じ、計画の策定及び計画に関わるその他の環境に関する重要事項についての審議及び調査を実施します。

○環境基本計画策定委員会（部長級会議）

専門部会で協議された意見・提案等を踏まえ、計画の原案を作成します。

○環境基本計画策定委員会専門部会（関係課長・グループ長級会議）

本市を取り巻く環境や社会情勢の変化やこれまでの取組及び課題等を踏まえ、計画に掲載した各種項目の見直しを行い、環境基本計画策定委員会に報告します。

第二次霧島市環境基本計画策定に関する基本的な考え方

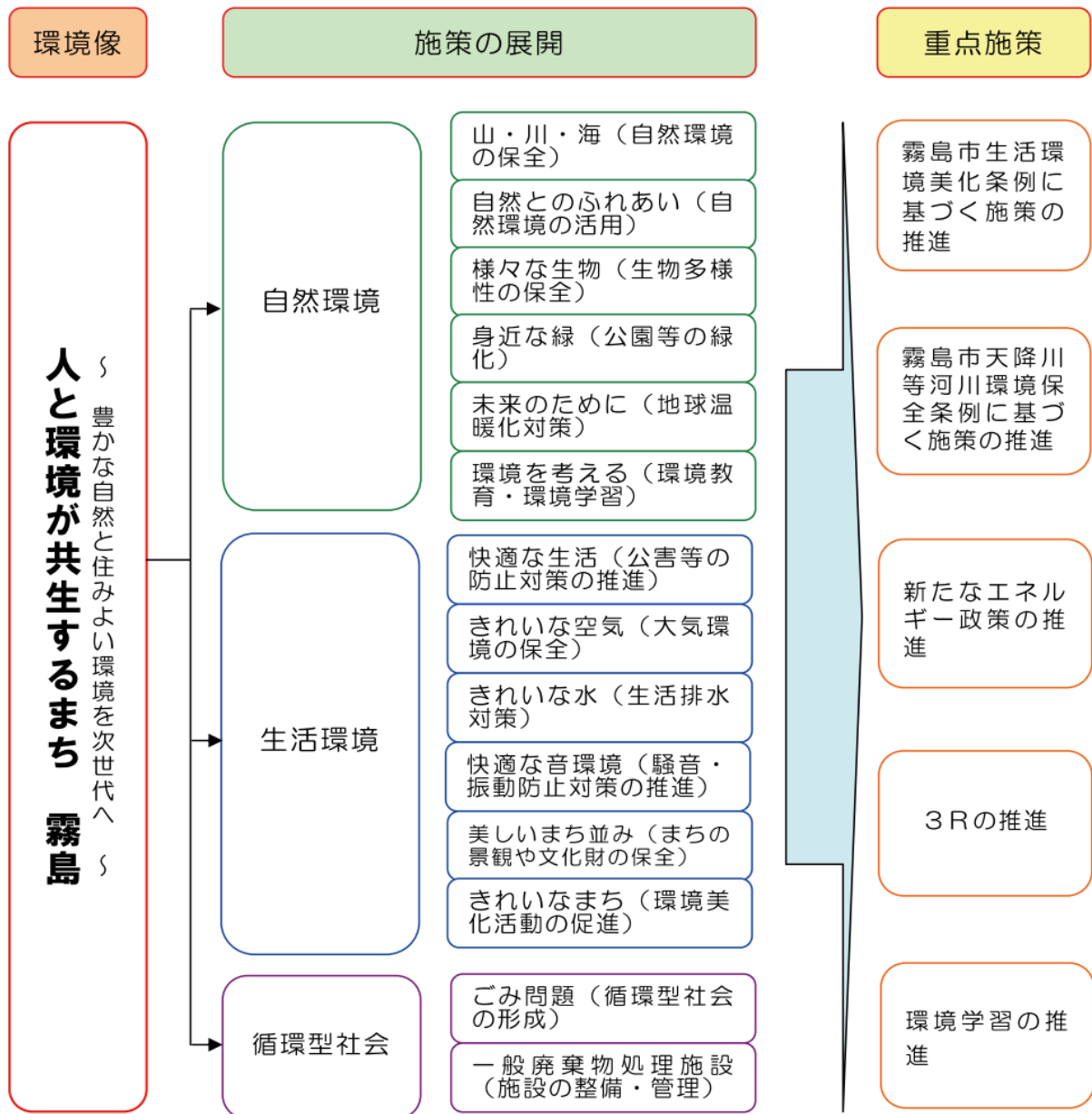
1 第二次霧島市環境基本計画策定に向けて

平成 25 年 3 月に見直した霧島市環境基本計画（現行計画）が平成 29 年度に目標年度を迎えることを受け、平成 30 年度を計画開始とする第二次霧島市環境基本計画（第二次計画）を策定します。

第二次計画の策定に際し、現行計画の総括を行うとともに、国・県における環境行政の動向を整理し、策定に関する基本方針及び骨子案を検討します。

■ 霧島市環境基本計画（中間見直し版）の施策体系

現行計画では、目指す環境像を「人と環境が共生するまち 霧島 ～豊かな自然と住みよい環境を次世代へ～」とし、自然環境、生活環境、循環型社会の3つの環境分野の下に 14 の基本施策、5 つの重点施策を位置付け、環境保全に関する取組を実施してきました。



2 現行計画の総括

2-1 現行計画の指標及び目標の状況

2-1-1 自然環境に関する指標及び目標

① 大きな見直しが必要と考えられる基本施策

未来のために（地球温暖化対策）

指標「市の事務事業で排出される温室効果ガスの削減量」の目標達成率が低く、取組内容の大きな見直しが必要です。また、現行計画では自然環境に位置付けられているものの、地球温暖化対策の重要性が非常に大きくなっていることから、施策体系の見直し、取組内容の拡充が必要です。

② 概ね取組が進んでいると考えられる基本施策

身近な緑（公園等の緑化）、山・川・海（自然環境の保全）、自然とのふれあい（自然環境の活用）、様々な生物（生物多様性の保全）

自然環境に密接に関連した基本施策です。継続的な取組の実施が望まれます。

環境を考える（環境教育・環境学習）

環境教育・環境学習は、環境分野を横断する基本施策です。継続的な取組の実施が望まれます。

表 2-1 自然環境に関する指標及び目標の状況

基本施策	指標	現状値 (H27年度)		目標値 (H29年度)	評価	
山・川・海 (自然環境の保全)	自然環境が保全されていると感じる市民の割合	79%		80%	4	
自然とのふれあい (自然環境の活用)	樹木・草花・野鳥・昆虫・水辺等とのふれあいに関する満足度	61%		65%	4	
様々な生物 (生物多様性の保全)	「生物多様性の保全」について知っている市民の割合	60%		75%	4	
身近な緑 (公園等の緑化)	身近な地域で公園や広場が整備されていると考える市民の割合	67%		65%	5	
未来のために (地球温暖化対策)	市の事務事業で排出される温室効果ガスの削減量	-1%		-8%	0	
		内訳	ごみ処理・上下水道施設等			-0.17%
			その他施設等			-2.78%
環境を考える (環境教育・環境学習)	市立小中学校における環境学習の取組項目数の割合	54% (H26年度)		60%	4	

※ 評価は目標に対する現状の達成率を基に以下のとおり点数を付けたもの。

5点：目標を100%達成 4点：目標を80%以上達成 3点：目標を60%以上達成
2点：目標を40%以上達成 1点：目標を20%以上達成 0点：目標の20%未満

2-1-2 生活環境に関する指標及び目標

各基本施策は、概ね取組が進んでいると考えられます。

指標「環境基準達成率：COD」は、海域の水質汚濁の状況を示すもので、錦江湾周辺自治体による水質保全の取組結果が反映されます。「鹿児島湾ブルー計画書」（鹿児島県）に基づく関連自治体との協働による水質保全策の継続が重要です。

表 2-2 生活環境に関する指標及び目標の状況

基本施策	指 標	現状値 (H27 年度)	目標値 (H29 年度)	評価
快適な生活 (公害等の防止対策の 推進)	生活環境が維持又は改善されていると感 じる市民の割合	85%	85%	5
きれいな空気 (大気環境の保全)	環境基準達成率	100%	100%	5
きれいな水 (生活排水対策)	環境基準達成率：BOD	79%	100%	3
	環境基準達成率：COD	75%	100%	3
快適な音環境 (騒音・振動防止対策の 推進)	環境基準達成率	100%	100%	5
美しいまち並み (まちの景観や文化財 の保全)	まち並みのゆとりや美しさに関する 満足度	52%	60%	4
きれいなまち (環境美化活動の推進)	美化活動に参加した市民の割合	67%	75%	4

※ 評価は目標に対する現状の達成率を基に以下のとおり点数を付けたもの。

5点：目標を100%達成 4点：目標を80%以上達成 3点：目標を60%以上達成
2点：目標を40%以上達成 1点：目標を20%以上達成 0点：目標の20%未満

2-1-3 循環型社会に関する指標及び目標

① 大きな見直しが必要と考えられる基本施策

ごみ問題（循環型社会の形成）

指標「1人1日当たりのごみ排出量」は、基準年度（H23年度）の数値よりも悪化しており、取組内容の大きな見直しが必要です。

② 概ね取組が進んでいると考えられる基本施策

一般廃棄物処理施設（施設の整備・管理）

指標「1t当たりの一般廃棄物処理コスト」は、平成27年度時点で目標値を達成しており、指標の見直しが必要です。

指標の見直しに際しては、一般廃棄物処理施設の稼働に係る環境負荷の低減に関する指標を選定する必要があります。

表2-3 循環型社会に関する指標及び目標の状況

基本施策	指標	現状値 (H27年度)	目標値 (H29年度)	評価
ごみ問題 (循環型社会の形成)	1人1日当たりのごみ排出量 (H23年度 基準値：923g)	967g	900g	0
一般廃棄物処理施設 (施設の整備・管理)	1t当たりの一般廃棄物処理コスト	16.3千円/t	18千円/t	5

※ 評価は目標に対する現状の達成率を基に以下のとおり点数を付けたもの。

5点：目標を100%達成 4点：目標を80%以上達成 3点：目標を60%以上達成
2点：目標を40%以上達成 1点：目標を20%以上達成 0点：目標の20%未満

2-1-4 重点施策に関する指標及び目標

① 大きな見直しが必要と考えられる重点施策

環境学習の推進

指標「過去3年間に環境学習に参加したことの市民の割合」の目標達成率が低く、市民を対象とした取組の見直しが必要です。

② 一部見直しが必要と考えられる重点施策

霧島市生活環境美化条例及び、霧島市天降川等河川環境保全条例に基づく施策の推進

条例の認識度は低いものの、基本施策の指標「生活環境が維持又は改善されていると感じる市民の割合」は目標値を達成しており、条例に基づく取組の成果は確認されています。施策継続時には、条例の効果を示す指標への見直しが必要です。

③ 概ね取組が進んでいると考えられる重点施策

新たなエネルギー政策の推進、3Rの推進

「新たなエネルギー政策の推進」は、地球温暖化対策に関する重点施策です。地球温暖化対策については、エネルギー政策の分野において、概ね取組が進んでいると考えられます。

「3Rの推進」は、循環型社会に関する重点施策です。1人1日当たりのごみ排出量は増加しているものの、指標「リサイクル率」は向上しており、3Rのうち再利用（リサイクル）については、概ね取組が進んでいます。

表2-4 重点施策に関する指標及び目標の状況

重点施策	指標	現状値 (H27年度)	目標値 (H29年度)	評価
霧島市生活環境美化条例に基づく施策の推進	「霧島市生活環境美化条例」の認識度	23%	50%	2
霧島市天降川等河川環境保全条例に基づく施策の推進	「霧島市天降川等河川環境保全条例」の認識度	16%	50%	1
新たなエネルギー政策の推進	住宅用太陽光発電システムによる総出力累計	23.9MW (H28.12末)	26MW	4
3Rの推進	リサイクル率	18%	21%	4
環境学習の推進	過去3年間に環境学習に参加したことの市民の割合	12%	33%	1

※ 評価は目標に対する現状の達成率を基に以下のとおり点数を付けたもの。

5点：目標を100%達成 4点：目標を80%以上達成 3点：目標を60%以上達成
2点：目標を40%以上達成 1点：目標を20%以上達成 0点：目標の20%未満

2-2 環境基本計画に関連する事業の実施状況

環境基本計画に関連する事業の実施状況は、表2-5～表2-7のとおりです。

環境衛生課のほか、都市計画課、林務水産課、建設施設管理課等が関連事業を実施しています。第二次計画の検討に際しては、これらの事業の今後の方向性を勘案し、施策の検討を行う必要があります。

表2-5 自然環境に関連する事業の実施状況

環境基本計画 基本施策	関連事業		
	事業名	環境保全の効果	主担当課
山・川・海 (自然環境の保全)	景観の保全と整備	✓ 自然景観の保全	都市計画課
	森林の保全	✓ 森林の多面的機能の保全	林務水産課
自然とのふれあい (自然環境の活用)	該当事業なし	-	-
様々な生物 (生物多様性の保全)	生物多様性の保全	✓ 希少野生動植物やその生育・ 生息環境の保全 ✓ 生物多様性に関する市民意識 の高揚	環境衛生課
身近な緑 (公園等の緑化)	公園・広場等の整備	✓ 身近な緑の確保	都市計画課 建設施設管理課 区画整理課
未来のために (地球温暖化対策)	地球温暖化対策の推進	✓ 温室効果ガス排出量の削減	環境衛生課
	鉄道・航空の路線確保 及び港湾の整備促進	✓ 自動車の走行による二酸化炭 の排出削減	地域政策課
	バス輸送等の確保	//	地域政策課
	地産地消の推進	✓ 輸送に伴う二酸化炭の排出削 減	農政畜産課 観光課
	森林の保全	✓ 二酸化炭素吸収源の確保	環境衛生課等
環境を考える (環境教育・環境学習)	環境学習の推進	✓ 市民・事業者の環境保全意識 の高揚 ✓ 環境保全に関わる民間団体の 育成	環境衛生課
	環境衛生の向上	✓ 環境衛生に関する市民意識の 高揚	環境衛生課
	地域美化活動の促進	✓ 環境保全意識の高揚	環境衛生課

表 2-6 生活環境に関連する事業の実施状況

環境基本計画 基本施策	関連事業		
	事業名	環境保全の効果	主担当課
快適な生活 (公害等の防止対策の 推進)	環境衛生の向上	✓ 衛生的な生活環境の保持	環境衛生課
きれいな空気 (大気環境の保全)	環境衛生の向上	✓ 衛生的な生活環境(大気)の 保持	環境衛生課
	鉄道・航空の路線確保 及び港湾の整備促進	✓ 自動車排出ガスの発生抑制	地域政策課
	バス輸送等の確保	✓ 自動車排出ガスの発生抑制	地域政策課
きれいな水 (生活排水対策)	環境衛生の向上	✓ 衛生的な生活環境(水質)の 保持	環境衛生課
	公共用水域の水質保全	✓ 河川・海域の水質改善	環境衛生課
快適な音環境 (騒音・振動防止対策の 推進)	環境衛生の向上	✓ 衛生的な生活環境(騒音・振 動)の保持	環境衛生課
美しいまち並み (まちの景観や文化財 の保全)	景観の保全と整備	✓ 生活景観の保全	都市計画課
きれいなまち (環境美化活動の促進)	地域美化活動の促進	✓ 環境美化意識の高揚	環境衛生課 市民活動推進課

表 2-7 循環型社会に関連する事業の実施状況

環境基本計画 基本施策	関連事業		
	事業名	環境保全の効果	主担当課
ごみ問題 (循環型社会の形成)	リサイクル等の推進	✓ リサイクル率の向上	環境衛生課
	廃棄物の適正処理の推 進	✓ ごみの減量化	環境衛生課
	不法投棄の防止	✓ 不法投棄の未然防止	環境衛生課
一般廃棄物処理施設 (施設の整備・管理)	廃棄物処理施設の整 備・管理	✓ 処理施設稼働による周辺環境 への負荷抑制	環境衛生課

2-3 関連計画等の策定状況

霧島市環境基本計画の策定後、「霧島市ふるさと創生人口ビジョン」、「霧島市都市計画マスタープラン」など、環境基本計画に関連する計画等が策定されています。

第二次計画の検討にあたっては、これらの計画等との整合性を考慮し環境施策の検討を行います。

表 2-8 主な関連計画等の策定状況

計 画	概 要	担当課	環境分野
一般廃棄物処理計画（中間見直し版）	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項に基づく、一般廃棄物の処理に関する計画 ✓ 環境基本計画の下位計画 計画期間：平成 25 年度～平成 29 年度	環境衛生課	循環型社会
霧島市生物多様性推進プラン	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 生物多様性の保全とその持続可能な利用に関する施策や取組を総合的かつ計画的に展開することを目的とした計画 計画期間：平成 26 年度～平成 34 年度	環境衛生課	自然環境
霧島市ふるさと創生人口ビジョン	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 人口に関する市民の皆様の認識を共有するとともに、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示するもの 対象期間：2015～2060 年	企画政策課	全般
霧島市ふるさと創生総合戦略	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 平成 26 年 11 月に成立した「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、本市の『まち・ひと・しごと創生』に関する施策についての基本的な計画 戦略期間：平成 27 年度～平成 31 年度	企画政策課	全般
霧島市都市計画マスタープラン	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「都市計画法」第 18 条の 2 の規定に基づく、都市計画に関する基本的な方針を定めたもの 計画期間：平成 22 年度～平成 32 年度	都市計画課	地球温暖化 自然環境
霧島市緑の基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「都市緑地法」第 4 条の規定に基づく、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画 計画期間：平成 25 年度～平成 32 年度	都市計画課	地球温暖化 自然環境 大気環境
霧島市景観計画	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「景観法」第 8 条の規定に基づく、景観形成に関する基本的な方針や景観形成のための行為の制限などについて定める計画 計画期間：平成 24 年度～平成 29 年度	都市計画課	自然環境 生活環境
霧島市地域公共交通網形成計画	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「地域にとって望ましい公共交通網のすがた」を明らかにする「マスタープラン」としての役割を果たすもの 計画期間：平成 28 年度～平成 31 年度	地域政策課	地球温暖化 大気環境

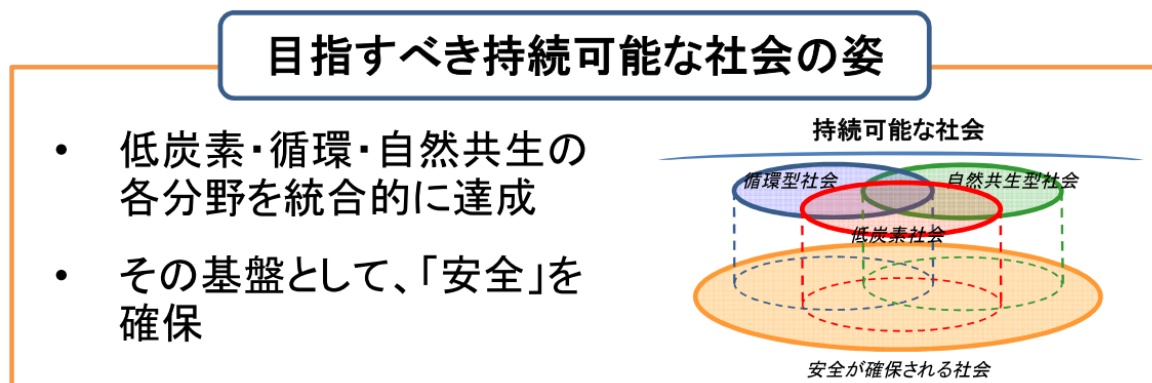
表 2-8 主な関連計画等の策定状況

計 画	概 要	担当課	環境分野
霧島市農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」に基づく計画 ✓ 未利用材をエネルギー源とした木質バイオマス発電の促進と併せて農林漁業の活性化を図ることを目的とする 	農林水産政策課	地球温暖化
霧島市バイオマスタウン構想	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 環境と経済が両立する「循環型社会」の構築の一環として、市域におけるバイオマスの利活用を目指す構想 	農林水産政策課	地球温暖化

3 国・県の環境基本計画

3-1 第四次環境基本計画（国）

第四次環境基本計画では、「安全」が確保されることを前提として、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野が、各主体の参加の下で、統合的に達成され、健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域にわたって保全される社会を目指すとしています。



※ 出典：第四次環境基本計画の概要

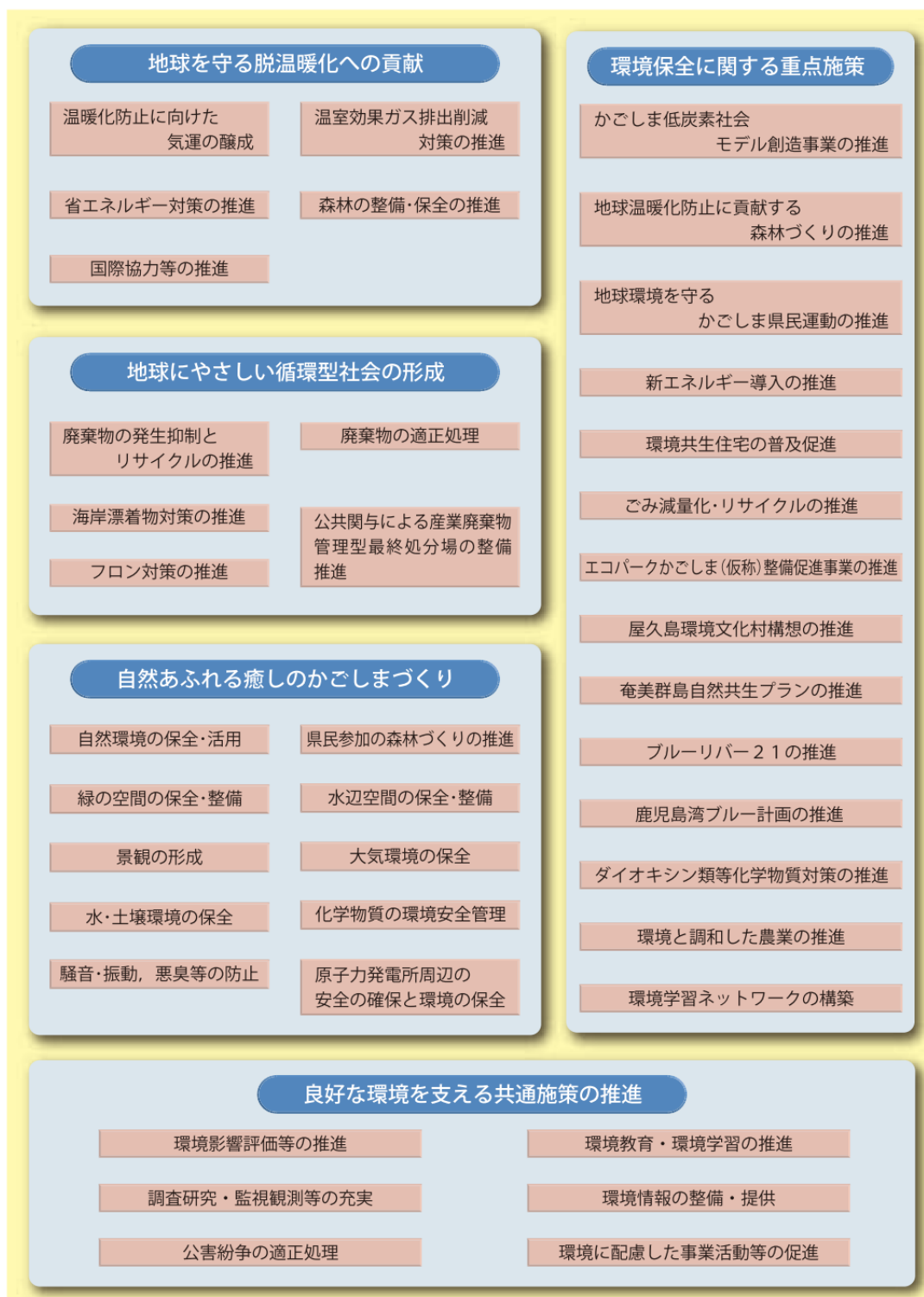
また、目指すべき社会の実現に向け、以下の9つの項目を優先的に取り組む重点分野として設定しています。下線で示した項目については、地方公共団体に求められる役割が大きいことから、本市の第二次計画の策定にあたっては、本市における役割を検討し、計画に反映しなければいけない項目です。

- 経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進
- 国際情勢に的確に対応した戦略的取組の推進
- 持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進
- 地球温暖化に関する取組
- 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組
- 物質循環の確保と循環型社会の構築
- 水環境保全に関する取組
- 大気環境保全に関する取組
- 包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組

3-2 鹿児島県環境基本計画

鹿児島県の環境基本計画は、平成 23 年度から平成 32 年度までを計画期間とし、「地球を守る脱温暖化への貢献（低炭素社会づくり）」、「地球にやさしい循環型社会の形成（循環型社会づくり）」、「自然あふれる癒しのかごしまづくり（自然共生社会づくり）」の 3 つを基本目標に定めている。各基本目標に関する具体的な施策は以下のとおりです。

■ 鹿児島県環境基本計画の施策体系



4 第二次計画策定に関する基本的事項の整理

4-1 第二次計画策定に関する基本方針

二次計画は、以下の方針に基づき策定します。

- 目標値の達成率が低い、以下の施策については方向性を見直しを行うとともに、取組内容を強化する。
 基本施策「地球温暖化対策」、「循環型社会の形成」
 重点施策「環境学習の推進」
- その他の施策については、現行計画の施策をベースにしつつ、関連計画及び関連事業の実施予定を踏まえ、詳細を検討する。
- 地球温暖化問題の重要性の高まり及び国・県の環境基本計画の体系を参考に、施策体系を見直す。

4-2 第二次計画の骨子案

計画策定の基本方針を踏まえ、第二次計画の施策体系及び骨子は以下の案を基に検討します。

【現行計画】

自然環境	山・川・海 (自然環境の保全)
	自然とのふれあい (自然環境の活用)
	様々な生物 (生物多様性の保全)
	身近な緑 (公園等の緑化)
	未来のために (地球温暖化対策)
	環境を考える (環境教育・環境学習)
生活環境	快適な生活 (公害等の防止対策の推進)
	きれいな空気 (大気環境の保全)
	きれいな水 (生活排水対策)
	快適な音環境 (騒音・振動防止対策の推進)
	美しいまち並み (まちの景観や文化財の保全)
きれいなまち (環境美化活動の推進)	
循環型社会	ごみ問題 (循環型社会の形成)
	一般廃棄物処理施設 (施設の整備・管理)

■ 新施策体系

人と自然が共生するまち	山・川・海をまもる ----- 様々な生物と暮らすまち ----- 自然・身近な緑とのふれあい
低炭素・循環型のまち	エネルギーの有効利用 ----- 低炭素なまちづくり ----- ごみの減量化・資源化 ----- ごみの適正な排出・処理
快適で良好な生活環境のまち	空気がきれいなまち ----- 水がきれいなまち ----- 快適な音環境 ----- 美しいまち並み
みんなが環境保全に取り組むまち	環境を考える ----- 環境をまもる